

平成26年1月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取消しを求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人の配偶者であった利害関係人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣から事務の委任を受けた日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)を提出し、標準報酬の改定及び決定の請求(以下「本件改定請求」という。)をした。
- 2 機構は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、標準報酬改定通知書(厚生年金保険制度)(第3号被保険者期間に係る年金分割のお知らせ)により、標準報酬改定年月日を平成〇年〇月〇日として、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間に係る同人の標準報酬月額及び標準賞与額を改定及び決定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その不服の理由は、再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」欄よりそのまま掲記すると、次のとおりである。

標準報酬改定の取り消しを求めます。

前回提出の公正証書添付します。

第6条(清算条項)により、本公正証書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認しております。年金も債権の一部と考えられますので再審査願います。

第3 問題点

- 1 厚生年金保険法(以下「法」という。)第78条の14第1項は、被保険者(被保険者であった者を含む。以下「特定被保険者」という。)が被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有する場合において、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、当該特定被保険者と離婚又は婚姻の取消しをしたときは、厚生労働大臣に対し、特定期間(当該特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金法第7条第1項第3号に規定する第3号被保険者であった期間をいう。以下「特定期間」という。)に係る被保険者期間の標準報酬(特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬をいう。)の改定及び決定を請求することができる旨規定し、同条第2項は、厚生労働大臣は、前項の請求があった場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる旨規定し、同条第3項は、厚生労働大臣は、第1項の請求があった場合において、当該特定被保険者が標準賞与額を有する特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準賞与額を当該特定被保険者の標準賞与額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる旨規定している。

国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。)附則第49条は、平成20年4月1日前の期間については、特定期間に算入しない旨規定している。

なお、上記についての厚生労働大臣の権限に関する事務は、機構に委任されている(法第100条の4第1項第25号)。

- 2 本件における問題点は、前記載の関

係法令の規定に照らし、原処分が適法かつ妥当かどうかということである。

第4 当審査会の判断

1 「略」

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 請求人と利害関係人は、平成〇年〇月〇日に前記記載の公正証書を作成し、協議離婚したと認められるところ、利害関係人から法第78条の14第1項の規定に基づく本件改定請求（以下「3号分割請求」という。）がなされたことを受け、保険者が原処分をしたものである。そうして、3号分割請求は、特定被保険者（本件においては請求人）の被扶養配偶者（本件においては利害関係人）が、当該特定被保険者との特段の合意なしに請求でき、当該請求があった場合においては、平成20年4月1日以後の特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額及び標準賞与額は、それぞれ当該特定被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じて得た額に改定され、及び決定される、という特徴があり、仮に請求すべき按分割合が定まっていなくても、また、請求すべき按分割合が50%以外の数値で定まっていたとしても、これとは無関係に、特定被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額が同人と被扶養配偶者と同額で分割される仕組みとなっているところ、原処分は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの期間（利害関係人の第3号被保険者期間であって、かつ、特定期間）の各月ごとに、請求人及び利害関係人の標準報酬月額及び標準賞与額が、それぞれ請求人の標準報酬月額及び標準賞与額に2分の1を乗じて得た額に改定及び決定したものであって、原処分は、法第78条の14第1項ないし第3項及び平成16年改正法附則第49条の規定に則って適法になされていると認められる。

(2) 請求人は、利害関係人が公正証書に反した3号分割請求をしているから原処分は取り消されるべきである旨主張するのであるが、法第78条の14の規定に基づく被扶養配偶者の厚生労働大臣に対する標準報酬月額等の改定及び決定を求める権利は、同条所定の要件を満たすことによって法律上当然に被扶養配偶者の厚生労働大臣に対する権利として認められたものと解されるのであり、離婚当事者間の債権債務関係に属するものではなく、もとより離婚当事者の合意によってその権利の発生を妨げることはできず、また当該権利の行使を制限することもできないというべきである。仮に、離婚当事者間でその権利に関して何らかの合意をしたとしても、それによって関係法令の定めには則ってなされた原処分の適法性に影響を与えるものではない。

(3) そうすると、原処分は適法であり、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。